

令和2年4月1日から

都城市山之口シルバーヤングふれあいの里の使用料が変わります

(表 1) ふれあいの館

※ 使用料は、基礎額と消費税(10%)をあわせた額となります

部屋の名称	区分	令和2年3月31日まで		令和2年4月1日から	
		利用時間	基礎額 (単位:1時間あたり)	利用時間	基礎額 (単位:1時間あたり)
多目的ホール	一般	午前9時から 午後5時まで	980円	午前9時から 午後10時まで	1,000円
		午後5時から 午後10時まで	1,170円		
	特例	午前9時から 午後5時まで	1,950円	午前9時から 午後10時まで	2,000円
		午後5時から 午後10時まで	2,140円		
ふれあいホール	一般	午前9時から 午後5時まで	490円	午前9時から 午後10時まで	300円
		午後5時から 午後10時まで	590円		
	特例	午前9時から 午後5時まで	980円	午前9時から 午後10時まで	600円
		午後5時から 午後10時まで	1,170円		
会議室	一般	午前9時から 午後5時まで	490円	午前9時から 午後10時まで	300円
		午後5時から 午後10時まで	590円		
	特例	午前9時から 午後5時まで	980円	午前9時から 午後10時まで	600円
		午後5時から 午後10時まで	1,170円		
調理実習室	一般	午前9時から 午後5時まで	490円	午前9時から 午後10時まで	300円
		午後5時から 午後10時まで	590円		
	特例	午前9時から 午後5時まで	980円	午前9時から 午後10時まで	600円
		午後5時から 午後10時まで	1,170円		

※ 「特例」とは、即売、営利もしくは宣伝を兼ねた展示会または入場料を徴収する行事の場合をいいます。

表1の見直し点

・利用時間は「午前9時から午後5時まで」と「午後5時から午後10時まで」に分けておりましたが、「午前9時から午後10時まで」としました。

・ふれあいの館の基礎額は、市内の公民館及び社会教育施設使用料の料金区分の額を参考にし、同程度の額に見直しました。

(表 2) 施設設備等 ※ 使用料は、基礎額と消費税(10%)をあわせた額となります

設 備	単 位	基 礎 額
冷暖房設備	1時間 あたり	使用する部屋の基礎額(調理用ガス台、拡声装置及びピアノに係る基礎額を除く)に相当する額の5割相当額
調理用ガス台	1台	200円
拡声装置	1式	1,000円
ピアノ	1台	3,000円

※部屋の使用料は別途かかります。

表2は、新規に使用料を設定しました

・表2の施設設備等の使用料は、市内の公民館及び社会教育施設使用料の冷暖房施設使用料および器具備品等使用料の基礎額を参考にし、同程度の額に設定しました。

(表 3) 弓道場等施設 ※ 使用料は、基礎額と消費税(10%)をあわせた額となります

部屋の名称	区分	基礎額 (単位:1時間あたり)	
弓道・四半的場	団体利用の場合	高校生以下	200円
		大人	400円
	個人利用の場合 (照明設備使用料を含む)	中学生以下	20円
		高校生	50円
		大人	100円
		照明設備(1団体あたり)	100円
屋内ゲートボール場	照明設備(1団体あたり)	100円	

表3は、今までどおりの使用料です

表1から表3の利用時間は、30分以下の利用については、0.5時間、30分を越える利用については、1時間とみなして、単位あたりの使用料の額を適用します。

問い合わせ先

山之ロシルバーヤングふれあいの里

電話 0986-57-4577

施設の指定管理者(社会福祉法人都市社会福祉協議会)